

# 青森県報

号外第五十六号

平成十七年  
五月二十日  
(金曜日)

## 目 次

### 公 告

河川整備基本方針の公表…………… (河川砂防課) …… 一

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表…………… (事務局) …… 六

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出…………… (同) …… 六

政治資金規正法による政治団体の解散の届出…………… (同) …… 七

政治活動のために寄附を受け又は支出をすることができな  
い団体…………… (同) …… 八

## 公 告

### 河川整備基本方針の公表

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定により二級河川貴  
船川水系に関する河川整備基本方針を次のとおり定めただので、同条第五項の規定によ  
り公表する。

平成十七年五月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

# 貴船川水系河川整備基本方針

平成 17 年 5 月

青 森 県

## 目 次

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	1
1.1 貴船川流域の現状 .....	1
1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針 .....	2
2. 河川の基本となるべき事項.....	3
2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項 .....	3
2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項 .....	3
2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項 ...	4
2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する 事項 .....	5
(参考資料) 貴船川水系図.....	6

## 1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### 1.1 貴船川流域の現状

貴船川は、青森市東部の大平山に源を發し、山間部を西流して矢田地区の水田地帯を流下し、左支川を合流した後、野内地区を流下して、陸奥湾に注いでいる流域面積14.9km<sup>2</sup>、流路延長6.6kmの二級河川である。

貴船川における河川改修は、古くは明治24年の東北本線開通に伴う改修事業が記録に残っているが、一定計画に基づく治水事業としては、昭和35年から36年にかけて実施された東北本線と国道4号間における圃場整備事業に伴う河川改修と昭和41年に実施された国道4号から矢田地区までの1,720m区間の災害関連事業がある。

その後は、災害復旧事業が局部的に実施されているが、河口から国道4号までの区間の河積が狭小で、流下能力が小さいことから、これまでに幾度となく洪水による被害を受けている。特に、平成11年10月末の洪水では、浸水面積59ha、浸水家屋101戸の大きな被害を受けており、抜本的な河川改修による治水安全度の早急な向上が望まれている。

河川の利用としては、農業用水として6箇所の取水施設から取水され、82haの耕地のかんがいに利用されている。

河川の水質については、環境基準が定められていないが、現状のBOD値は2mg/lを下回っており、良好な水質を維持している。

流域の自然環境は、上流部は標高200mから650mの低山地となっており、ブナ・ミズナラ群落やカスミザクラ・コナラ群落といった植生のほか、スギ、サクラやカラマツ植林が広く分布している。また、ほ乳類ではアナグマ、キツネ、タヌキ、ツキノワグマのほか、国の特別天然記念物に指定されているニホンカモシカや天然記念物に指定されているヤマネが生息している。鳥類では、フクロウなどが確認されている。

中流部は、主に畑や果樹園等の耕地として利用されているほか、集落が形成されている。河川とその周辺にはヨシ等が分布しているほか、ヤナギ類を主体とする河畔林も見られる。魚類はウグイ、アメマス、カジカ等が確認されている。

下流部は、ヨシ・ガマを主体とする湿性草地、ススキ・ヨモギ等を主体と

する草地や水田が広く分布している。

河口部は、市街地が形成されており、河道内は単調な様相を呈しているが、アユやシロウオ等多くの魚類が見られる。

河川周辺の利用状況を見ると、宮田から東岳へ延びる遊歩道が整備されており、森林浴やハイキング等で青森市民に利用されている。また、河口部には貴船神社とそれに隣接して鷲尾公園があり、地域住民の散策の場として利用されている。

このように、貴船川は古くから地域社会と深く関わりを持ちながら、地域住民とともに歩んできた。このようなことから、洪水から貴重な生命・財産を守る「治水」、安定した水利用ができる「利水」、動植物の多様な生息・生育環境を保全し、うるおいとやすらぎのある水辺環境を形成する「環境」のバランスのとれた川づくりが望まれている。

### 1.2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

貴船川の河川整備にあたっては、洪水による被害が度重なる中下流部においては「洪水に強い安全な川づくり」が重要であるとともに、沿川に広がる水田地域に対しては、安定した水利用ができ、人々の暮らしを支える「人々のくらしと川とが一体となった川づくり」を、また動植物の生息・生育の場を保全し、人と川とが共生できる「身近な自然環境を保全する川づくり」を進めていくことが必要である。

そのため、貴船川水系における河川の総合的な保全と利用に関する基本方針としては、河川整備の現状、水害発生の状況および河川の利用の現況を踏まえて、30年に1回程度の確率で発生する規模の洪水に対して、安全に流下させることのできる整備を目指すものとする。

河川の工事においては、河川環境の保全に配慮しながら、地域の社会・経済情勢の変化に対応できるよう地域の発展に係る諸計画との調整を図り、かつ、かんがい事業等の関連工事及び既存の水利施設等の機能の維持について十分考慮して、水源から河口まで一貫した計画の元に、河川の総合的な保全と利用を図っていくものとする。

貴船川の災害の発生の防止または洪水被害の軽減に関しては、沿川地域を洪水から防御するため、築堤、河道掘削を実施して河積を増大させるととも

に、必要に応じて護岸工を施工し、洪水の安全な流下を図るものとする。

河川の利用に関しては、かんがい用水の安定的な確保に対処するため、水資源の合理的な利用の促進を図るものとする。

河川環境の整備と保全に関しては、現在の貴船川が持っている動植物の多様な生息・生育環境を保全しつつ、地域の住民が河川に親しめる水辺空間を創出するなど、人と川とが共生できるような整備を行うものとする。

河川の維持・管理に関しては、堤防をはじめとする河川管理施設が、常にその機能を最大限に発揮できるよう維持するとともに、身近な親水空間である貴船川の河川環境の保全を地域の人々と共に図っていくものとする。

2. 河川の基本となるべき事項

2.1 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項

基本高水は、近年における出水の状況及び流域の開発状況等を勘案して、30年に1回程度の確率で発生する規模の洪水とする。

貴船川の基本高水のピーク流量は、平成11年10月洪水等を主要な対象洪水として検討した結果、菊川橋において115m<sup>3</sup>/sとし、この流量を河道の配分流量とする。

基本高水のピーク流量等一覧表

(単位：m<sup>3</sup>/s)

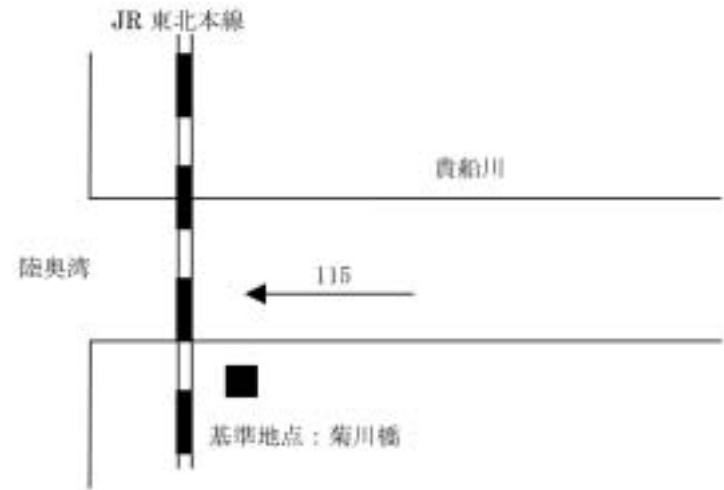
河川名	基準地点	基本高水のピーク流量	ダム等による調節流量	河道への配分流量
貴船川	菊川橋	115	0	115

2.2 主要な地点における計画高水流量に関する事項

貴船川の計画高水流量は、菊川橋において115m<sup>3</sup>/sとする。

貴船川計画高水流量配分図

(単位：m<sup>3</sup>/s)



2.3 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

貴船川における河道計画は、計画高水流量以下の流量を安全に流下させる河道を確保するとともに、沿川の地形や土地利用、自然環境を踏まえて、周辺環境に十分配慮したものとする。

主要な地点における計画高水位、計画横断形一覧表

河川名	地点名	河口からの距離 (km)	計画高水位 T.P.(m)	川幅 (m)
貴船川	菊川橋	0.3	1.72	37.0

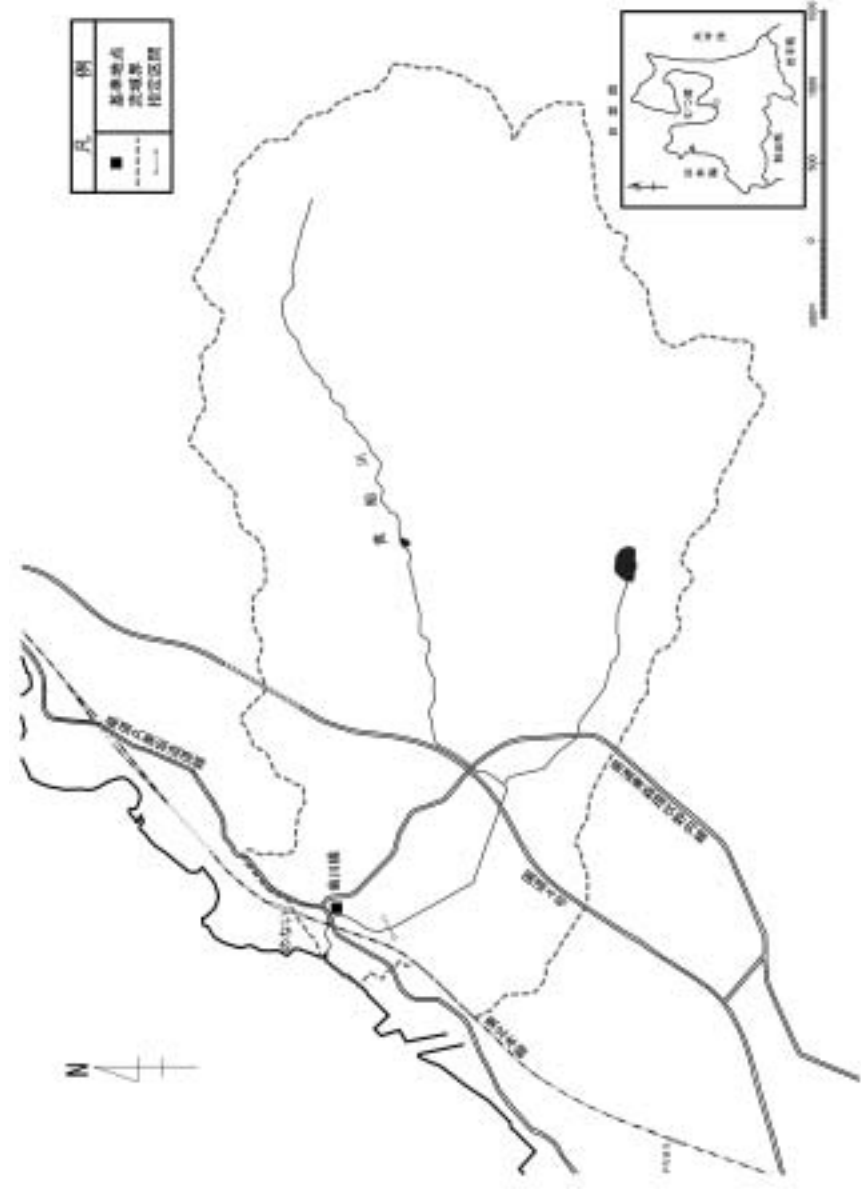
注) T.P.：東京湾中等潮位 (旧座標系)

具体の河道整備においては、上記の高水位及び川幅を基本として、計画高水流量の流下が可能な断面積を確保するように河道を計画する。

#### 2.4 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

貴船川は、沿川地域の農業用水として利用されていると共に、動植物など豊かな自然環境を育む源となっている。

貴船川の流水の正常な機能を維持するために必要な流量については、今後、流況等の河川状況を把握するとともに、継続して水利用の実態及び動植物の生息・生育状況等について調査・検討の上、設定するものとする。



貴船川水系図

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年五月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党的支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党脇野支部	能代信吉	佐々木隆徳	むつ市脇野沢本村三五	平成一七・四・三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
女性の会	秋田正昭	秋田三重子	つがる市富港町屏風山一の三八	平成一七・四・四

青森県選挙管理委員会告示第三十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十七年五月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党的支部

政治団体の名称	異動事項	届出年月日
自由民主党青森県ときわ会支部	代表者 千葉 義行	平成一七・四・一
自由民主党倉石支部	代表者 倉内 一長	
自由民主党倉石支部	代表者 赤坂 周一	
自由民主党平内町支部	代表者 伊藤 信一	
自由民主党青森県医療会支部	代表者 関野 邦夫	
自由民主党柏支支部	代表者 藤津 邦夫	
自由民主党七戸町支部	代表者 藤津 邦夫	
自由民主党森田支部	代表者 藤津 邦夫	
自由民主党木造支部	代表者 藤津 邦夫	
自由民主党青森県土地改良事業団体支部	代表者 藤津 邦夫	
自由民主党小泊支部	代表者 藤津 邦夫	

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
角金洋一後援会	主たる事務所の所在地	八戸市南郷区大字島守字曲尺折目三の三	三戸郡南郷村大字島守字上巻二一	平成 一七・四・一
金沢和夫後援会	代表者	石塚 正義	佐々木 圭造	一七・四・四
会 苦米地繁雄後援会	主たる事務所の所在地	上北郡六戸町大字折茂字沖山一〇の八	上北郡六戸町大字折茂字今熊二三三の三	一七・四・四
神田洋一はげます会	主たる事務所の所在地	八戸市大字糠塚字蟹沢三六の五七	八戸市大字糠塚字蟹沢三五の五七	一七・四・五
長尾忠行後援会	代表者	中畑 忠弘	小山内 茂兵衛	一七・四・五
青森県医師連盟	会計責任者	伊藤 信一	関野 邦夫	一七・四・六
10 和田スクラム	代表者	上村 哲人	中沢 稔	一七・四・六
会計責任者		新坂 幸男	斉藤 昌	一七・四・六

政党以外の政治団体

自由民主党中里支部	政治団体の名称	自由民主党中里支部	自由民主党中里町支	一七・四・一四
自由民主党上北支部	政治団体の名称	自由民主党上北支部	自由民主党上北町支	一七・四・一六
自由民主党市浦支部	政治団体の名称	自由民主党市浦支部	自由民主党市浦村支	一七・四・一八
自由民主党天間林支部	政治団体の名称	自由民主党天間林支部	自由民主党天間林村支	一七・四・一八
自由民主党岩崎支部	政治団体の名称	自由民主党岩崎支部	自由民主党岩崎村支	一七・四・二二
自由民主党蟹田支部	政治団体の名称	自由民主党蟹田支部	自由民主党蟹田町支	一七・四・二五

青森県選挙管理委員会告示第三十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年五月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川村 能人

政党以外の政治団体

東野礼二後援会	代表者	夏川 幸一郎	三浦 強志	一七・四・二一
青森県土地改良事業団体政治連盟	代表者	盛 貢	原田 一實	一七・四・二三
佐藤昭郎青森県後援会	代表者	盛 貢	原田 一實	一七・四・二三
段本幸男青森県後援会	代表者	盛 貢	原田 一實	一七・四・二三
青森県の未来を拓く会	会計責任者	井上 洋子	三浦 優子	一七・四・二四
井上浩青森県後援会	会計責任者	井上 洋子	三浦 優子	一七・四・二四
弘前スクラム10	代表者	工藤 利史	石川 雄二	一七・四・二四
大島理森新郷村後援会	代表者	小坂 正男	木村 弥太郎	一七・四・二九

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
梶浦清志後援会	平成一六・三・三	一七・四・一
鳴海広道の会	一七・三・三	一七・四・六
明るい未来の会	一七・三・三	一七・四・六
いな21の会	一七・三・三〇	一七・四・六
成田昭司後援会	一七・三・三	一七・四・六
袴田健義後援会	一七・四・二	一七・四・六

青森県選挙管理委員会告示第三十二号

次の政治団体は、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成十七年四月一日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出をすることができない団体となつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成十七年五月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党名川町支部	野田 清八	川守田 稔	三戸郡名川町大字平字野場四
政治団体の名称	代表者	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地

あすの町を考える会	野沢 和也	袖平 清太郎	三戸郡階上町大字赤保内字野沢五
東茂美後援会	伊藤 博美	菊池 明夫	五所川原市大字稲実字開野六九の一
伊藤良二後援会	小笠原 忠志	山口 昭雄	つがる市木造照日一四の二
今泉勝博後援会	中田 正男	今泉 信明	十和田市穂並町一六の三四
生まれ変わる黒石をつくる市民の会	福士 幸雄	八木橋 謙一	黒石市浦町二丁目六一
大島理森田代地区後援会	長瀬 一石	土橋 吉五郎	三戸郡階上町大字田代字庭野一
大島理森名川町後援会	野田 清八	川守田 弥平治	三戸郡名川町大字平字野場四
大島理森南郷村後援会	細越 善次郎	古館 實	八戸市南郷区大字市野沢字市野沢三五
大前典男後援会	清水頭 保右工門	杉本 浅男	三戸郡階上町大字平内字平内一七
上林英一後援会	成田 隆志	上林 哲	青森市中央一丁目二九の一
蹴揚清人後援会	森 一男	村木 進	三戸郡田子町大字田子字田子四の一
こまみね剛一後援会	木下 邦男	駒嶺 昌子	下北郡風間浦村大字蛇浦字古釜谷平一〇六
こんの忠明後援会	目黒 正良	紺野 恵子	十和田市東二十四番町一〇の二五
桜田文寛後援会	嵯峨 文蔵	坂本 昭逸	青森市中央一丁目三の七
佐々木禮次後援会	山中 浩	佐々木 竹美	東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川六一
新社会党青森支部	木村 真也	木村 真也	青森市古館一丁目五の二五
関和典後援会	三浦 敬二	三浦 義秀	中津軽郡西目屋村大字田代字稲元一四
袖谷和穂後援会	田中 勝	駒谷 亨磨	東津軽郡外ヶ浜町字三厩龍浜五四の二七四



横濱力後援会	村上たかあき後援会	三上みつるを励ます会	三上智行後援会	前山誠一後援会	福士ひろつぐ後援会	野宮和春後援会	新潟正博後援会	鳴海徹哉と語る会	外崎栄後援会	田中達夫後援会	舘山治光後援会	高松久美子後援会
横濱 誠	工藤 為逸	赤石 繁三	高坂 征行	佐藤 五郎	長内 幸夫	野宮 幸雄	新潟 均	小山内 義通	外崎 光則	長牛 市男	舘山 一男	中田 一二三
横濱 誠	村上 清次	三上 信正	三上 恒雄	関 晃一	奈良岡 祐一	野宮 繁春	新潟 弘子	対馬 民生	外崎 勝也	田中 正明	舘山 優子	中田 由美
川北郡風間浦村大字易国間字大目六の四二	黒石市大字浅瀬石字村上二二四の二	東津軽郡外ヶ浜町字三厩増川二一〇	青森市浪岡大字浪岡字若松七六の一九	中津軽郡西目屋村大字田代字神田三一〇の三	弘前市大字南富田町一八の三	つがる市富泡町藪分四九	東津軽郡平内町大字小湊字下槻五の五三	南津軽郡平賀町大字大光寺字三村井一一の一	つがる市森田町中田米倉三三の六	北津軽郡板柳町大字大俵字和田一九八	弘前市大字青女子字桂川五四の一	三戸郡階上町大字道仏字大蛇一五〇の二

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭